

議案第 5 6 号

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、在宅障害者の定義の変更及び在宅障害者扶助料の額の改定をするため必要があるからである。

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

愛西市在宅障害者扶助料支給条例（平成１７年愛西市条例第１０７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、２種障害者、３種障害者及び４種障害者」を「及び２種障害者」に改め、同項第１号中「より、」を「より」に、「又は２級」を「、２級又は３級」に、「し、かつ、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条第１項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）において、知能指数が３５以下であると判定された」を「する」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２） 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条第１項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）において、知能指数が５０以下であると判定された者
第２条第１項に次の１号を加える。

（３） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳所持者」という。）で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項の１級又は２級に該当する障害を有するもの
第２条第２項第１号中「１級又は２級」を「４級」に改め、同項第２号及び第３号を削り、同項第４号中「１級又は２級」を「３級」に改め、同号を同項第２号とし、同項第５号を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第３条第２号中「第６号まで」を「第４号まで及び第６号」に改める。

第４条第１号中「７，５００円」を「２，０００円」に改め、同条第２号中「４，５００円」を「１，０００円」に改め、同条第３号及び第４号を削る。

第７条中「第３３条第２項」を「第５条第２項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた改正前の愛西市在宅障害者扶助料支給条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による支給の申請であつて、この条例の施行の際、支給をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日において旧条例第 5 条第 2 項の規定により在宅障害者扶助料の支給の決定を受けている者（この条例の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた支給の決定を受けた者を含む。）に係る令和 8 年 3 月以前の月分の在宅障害者扶助料の支給については、なお従前の例による。